清涼飲料水自動販売機

設置事業者募集要項

令　和　８　年　１１　月

大　阪　市　消　防　局

目　　次

ページ

１　募集対象物件----------1

２　応募資格要件　----------1

３　自動販売機の設置条件等　----------2

４　施設見学について　----------4

５　応募手続き　----------4

６　価格提案書の提出及び審査　----------5

７　使用許可に関する説明会　----------7

８　使用許可申請の手続き　----------7

９　その他　----------7

事業フロー図

清涼飲料水自動販売機募集対象物件一覧

清涼飲料水自動販売機設置位置図

応募申込書・誓約書・質疑書・価格提案書・委任状

行政財産使用許可申請書（案）・大阪市行政財産使用許可書（案）

清涼飲料水自動販売機募集対象物件売上高実績一覧（参考）

大阪市消防局清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市消防局が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1　募集対象物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件番号１　東ブロックＡ　中央消防署ほか５か所　　計６台
物件番号２　西ブロックＡ　消防局ほか５か所　　計６台
物件番号３　高度専門教育訓練センター　　１台
※「清涼飲料水自動販売機募集対象物件一覧」のとおり

2　応募資格要件

法人及び個人に限ります。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

(1) 本募集要領の内容に抵触する利用を計画する者
(2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
(3) 清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、３年以上の実績を有しない者
(4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者
(5) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること
(6) 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
(8) 当局が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者
(9) 本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから１年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第２条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2)暴力団員　法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3)暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第３条

条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

(1)自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該 事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3　自動販売機の設置条件等

(1) 使用許可条件

ア　設置する自動販売機については、「大阪市グリーン調達方針」の判断基準等を満たすのものとします。

イ　使用許可の期間

使用許可の期間は令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日とします。

使用許可期間満了の 30 日前までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで１年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の３か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

更新については、当初の使用許可開始期間から通算５年（最長で令和 14 年３月 31 日まで）を超えることができないものとします。

翌年度の継続設置の意向確認は、10 月に実施し書面にて提出していただきます。

※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や、上記アを満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにも関わらず当該指導に応じ

ない場合は、許可の更新は行いません。

使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

ウ　使用料

本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。（設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税を加算します。

なお、最低使用料（月額・税抜き）は、「清涼飲料水自動販売機募集対象物件一覧」のとおりとします。

使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

分納をしようとする者は、年４回を超えない範囲で認めるものとし、行政財産使用許可書交付日までに納付計画書等の書面を提出し、当局の承認を得なければなりません。

上記の分納については、納付計画書等の支払期限までに本市発行の納入通知書により納付していただきます。

エ　保証金

設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料の３月分（消費税等を加算したもの）を保証金として納付していただきます。ただし、使用料を一括前納したときは保証金を免除することができます。

オ　その他必要経費等

光熱水費は設置事業者の負担とします。

なお、設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

カ　その他

自動販売機の種類は、缶・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ・瓶対応型であることとします。

自動販売機の設置範囲については、物件番号ごとの設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものであることとします。

ただし、設置位置・設置可能範囲については、消防局側における庁舎の運用、改修工事等の事由により、変更する場合があります。

※緊急工事等により設置位置等を変更等する場合は、双方で協議します。

必要に応じ、本市が求めた許可期間に係る売り上げを報告する必要があります。

(2) 使用上の制限

ア　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

イ　２－(4)にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。

ウ　自動販売機を第三者に使用させてはならない。

エ　販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、消防局側の指示に従うこと。

オ　販売品目は、飲料品(乳飲料を含む。）とすること。

カ　酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

イ　自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

エ　自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。

(4) 原状回復

物件の返還時には、当局が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可時の現状に回復してください。

(5) 前記(1)、(2)に定める物件の使用状況を確認するため、当局が実地調査し、又は所要の報告を求めることがありますが、その場合は協力する義務があります。

また、当局の事務事業遂行上必要となる場合は、当局職員による調査等を求めることがあります。

4　施設見学について

令和８年11月19日（木）から 令和８年11月30日（月）

土曜、日曜、祝日を除く平日の午前９時00分～正午、午後1時～午後５時00分までの間とします。

各設置物件の担当者（管理担当）あてに必ず事前に連絡して、訪問日時等を調整してください。

5　応募手続き

(1) 応募受付期間

令和８年11月25日（水）から令和８年11月30日（月）

午前９時00分～正午、午後1時00分～午後５時00分

なお、土曜、日曜及び祝日は受付を行いません。

(2) 応募受付場所

大阪市西区九条南1丁目12番54号

大阪市消防局企画部人事課（大阪市消防局４階）

(3) 応募に必要な書類

ア　応募申込書（本市所定様式（両面印刷））

イ　誓約書（本市所定様式（Ａ４サイズ両面印刷））

※ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印をしてください。

ウ　＜法人＞印鑑証明書

＜個人＞印鑑登録証明書

エ　＜法人＞法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事

項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります）
＜個人＞住民票の写し

オ　２－(4)にかかる許認可等の免許証等を受けていることを証する書類

※ウ、エについては発行後３か月以内のものに限ります。

※本市が応募の受付に際し所得する個人情報は、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

※提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

(4) 応募方法

受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参してください。（送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）

また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(5) 質問受付

本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

ア　質問受付期間

令和８年 11 月 10 日（火）から 令和８年 11 月 19 日（木）正午まで

イ　電子メール送信先

大阪市消防局企画部人事課（pa0030@city.osaka.lg.jp）

ウ　質問回答予定

令和８年 11 月 24 日（火）

大阪市ホームページ「産業・ビジネス＞公売・私有財産の売払・貸付・使用許可＞市有財産の使用許可の公募＞事業者募集案件＞自動販売機」に掲載します。

(6) 応募受付時に交付する書類

ア　応募申込受付証（受付印を押印したもの）

イ　委任状（本市指定様式）

ウ　価格提案に係る注意事項

(7) 応募にあたっての留意事項

ア　価格審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。

イ　応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。

ウ　提出された応募申込書の内容が「３　使用許可にあたっての条件等」(1)、(2)に反する場合は受付を取り消します。

エ　応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。

通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の２営業日前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

６　価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案及び審査の日時

価格提案日　　令和８年 12 月４日（金）

価格提案書提出期限　午後２時 30 分（開始：午後２時）
審査開始時間　　価格提案書の投函締切り後即時
※価格提案審査は、入札室に設置している時計が午後２時 30 分になると同時に開始し、価格提案審査開始後の価格提案はできません。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所
大阪市西区九条南１丁目 12 番 54 号
大阪市消防局６階会議室（入札室と明示します。）

(3) 当日持参するもの
ア　応募申込受付証（応募申込時に交付したもの）
※原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。
イ　委任状（代理人により応募しようとする場合）
ウ　実印（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の投函方法
ア　価格提案書に必要な事項を記入し記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。
イ　価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書（委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印）と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示
応募価格は、物件番号当たりの月額使用料（税抜き）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止
入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査
ア　価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立ち会いのもとで行います。
イ　応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない当局職員を立ち会わせます。
ウ　価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効
次のいずれかに該当するものは、無効とします。
ア　最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの
イ　応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの
ウ　記名押印（実印または委任状の「受注者」欄に押印した印鑑）がないもの
エ　所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの
オ　同一物件について応募者又はその代理人が２以上の価格提案をしたときは、その全部のもの
カ　同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案をしたときは、その双方のもの
キ　同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は２人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの

ク　応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
ケ　訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
コ　価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの
サ　その他価格提案に関する条件に違反したもの

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者は、当局が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ最高金額をもって価格提案をした者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が２人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、当局が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び決定金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

決定後は設置予定事業者名及び決定金額をホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

7　使用許可に関する説明会

(1) 設置予定事業者に対しては、価格提案審査終了後、今後の手続きについて引き続き説明会を行います。

(2) 説明会には、設置予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。

(3) 正当な理由がなく説明会に出席されない場合は、使用予定事業者の資格を取消します。

8　使用許可申請の手続き

令和９年１月 29 日（金）までに、応募申込書に記載された名義で「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

9　その他

(1) 使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

(2) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

(3) 募集対象物件についての過去の売上実績は、別添「清涼飲料水自動販売機募集対象物件

売上高実績一覧（参考）」のとおりです。

募集に関する問い合わせ先：大阪市消防局企画部人事課
大阪市西区九条南１丁目 12 番 54 号（大阪市消防局４階）
電話　（06）4393 － 6128